

(備考)

右の計算に依る車掌運轉手六等級(最低)支給者にして毎日十一時を勞務したるものが受くる所の月收金額は左の如し(一箇月を三十日と見做す)

日給額	月收	二十四圓(公休日合算)
毎日殘業三時間分月收		十二圓八十八錢(公休三日分ノ殘業ハナシ)
臨時手當	月額	二十四圓五十錢(現狀ノ儘)
車掌運轉手六等級手當月額		一圓五十錢(現狀ノ儘)
合計		六十一圓八十八錢

第四 半期末手當貳ヶ月分を支給すべし

但し缺勤一箇月以内又は處罰者を問はざるものとす

「理由」 物價の暴騰は今や其の極點に達し勞働者は其生活に苦悶轉々せり、時將に歲晚に當り此「歲の瀬」を如何に越さんか、思を之れに致せば何人も心を暗うせざるを得ず、殊に吾等従業員が毎年與へられる所の歲末手當は殆ど自己の兒女に一足の下駄さへも購ふ能はず、其の悲惨は到底他人の想像も能はざる所なり、今、月收二箇月分を要求するは實に吾等の必要の最小限度にして、更らに多く云ふの用なし、敢て當局の明察に任す、缺勤又は處罰者を問はざるは之れを手當と見做し人間

生活の必須要件なるを以てなり

「要求の範圍」

第三項要求事項の計算にて毎日平均十一時間勞務したるものと見做し算出せられたる各等級者別の全月收額の二箇月分

但一箇月以上缺勤者は月を單位として一箇月毎に手當百分の五を減額する事新就職者にして六箇月に満たざるものは之れを六等分したるものを勤務月數に乗じたる額を支給し、入職の月は十五日以下を切り捨て以上を一箇月と見做す

第五 退職手當金を左の勤務年限の割合に依りて支給すべし

滿三年	百五十圓	滿四年	二百二十五圓
滿五年	三百圓	滿六年	四百圓
滿七年	五百圓	滿八年	六百五十圓
滿九年	八百圓	滿十年	千圓
滿十年以上は	一年毎に百圓を増加する事		

「理由」

長時間の勞働に服し常に身體の老衰を感じつゝある勞働者が一朝傷病の爲めに斃るゝも家族をして